

「改正畜安法の詳細とこれからの指定団体ホクレンについて」

ホクレン農業協同組合連合会

酪農畜産事業本部酪農部長 村上淳

平成三〇年四月、五〇年以上に亘って運用されてきた「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」が廃止され、その役目は「畜産経営の安定に関する法律（畜安法）」の改正によって、新たな法律での運用へと引き継がれました。加工原料乳生産者補給金の制度が大きな転換期を迎えた訳ですが、今回は、過去の同制度の変遷について改めて振り返るとともに、新たに施行された法律による新たな補給金制度の解説と、これからのはじめの指定団体ホクレンとしての取り組みについて説明したいと思います。

そこで、国は、昭和四一年に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を制定し、生乳取扱量が地域の二分の一以上の生産者団体に対し、「指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」といふ）」として指定を行い、この指定団体を通じて生乳を出荷する生産者に補給金を交付する仕組みを構築しました。この結果、指定団体のもとに多くの生乳が集まることが、乳業との乳価交渉力を高めていくことができたのです。

昭和三〇年代、北海道での生乳

取引の現場では農家の力は非常に弱く、乳価紛争と言われる諍いがたびたび発生していた状況にありました。酪農家はそれぞれ、又は小規模な生産者団体で乳業と交渉をしており、弱い立場にあつた酪農家は、乳業者と決して対等な立場で取引しているとは言えず、常に不安定な取引を強いられてきました。

そこで、国は、昭和四一年に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を制定し、生乳取扱量が地域の二分の一以上の生産者団体に対し、「指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」といふ）」として指定を行い、この指定団体を通じて生乳を出荷する生産者に補給金を交付する仕組みを構築しました。この結果、指定団体のもとに多くの生乳が集まることが、乳業との乳価交渉力を高めていくことが可能になりました。

加工原料乳生産者補給金制度の変遷について

当時は、各都道府県に一つの指定団体

が指定されスタートしましたが、それを指導するために中央酪農会議が発足しました。この中央酪農会議を中心に生産計画が策定され、需給の変動に応じた制度運営がなされたところですが、日本社会は少子高齢化や景気動向の浮沈などにより、需要構造は変化する一方、供給側も、生産現場では資材価格の高止まりや後継者不足などにより受託戸数は減少し続けてきました。そのため中で平成一八年には飲用需要の大幅な減少により処理不可能乳が発生し、社会的に大きな反響を呼んだといふあります。ここ数年、生乳は需給が逼迫しており、想像がつかないと思ひますが、当時は乳製品の過剰在庫や処理能力不足が顕在化し、酪農現場はその対応に苦慮しました。今、国際化の進展はWTOからTPP、EPAと矢継ぎ早に合意に至り、将来的には輸入乳製品との競合も想定しながら国産生乳

の需要を確保していく必要があります。

また、平成一三年には、保証基準価格と基準取引価格で算定されていた補給金算定方法の廃止や、単価決定の方法が変動率方式へ転換され、加工原料向の価格自体は民・民の価格交渉に基づくものへと変更されたのは、この制度の大きな節目となりました。また、生乳流通の広域化による県域を越えた取引が増加したことなどを背景とした、複数の都道府県を広く対象とする広域指定団体への移行などが法改正が行われ、全国で一〇の団体が指定団体として指定されました。この流れは時代の変化に指定団体制度も変革を求められたものであり、これまで柔軟に制度運営が図られてきたと考えております。

平成二八年三月、規制改革会議農業ワーキング・グループは「指定団体を通じた販売と他の販売ルートのイコールフットティングの確保」「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」として提言を取りまとめました。

この提言に対しては、与党、自民党内からも反発は強く、同年四月に開催された自民党畜産・酪農対策小委員会において、生産者・乳業者からのヒアリング、また団体要請を踏まえ、「規制改革に関する指定生乳生産者団体制度についての申入れ（決議）」を採択し、農林水産戦略調査会・農林部会・畜産酪農対策小委員会連名による決議が採択されました。

平成二五年一月、前年に政権交代をしていた自民党は、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を設置しまし

た。これは規制改革を総合的に調査審議する機関であり、農業分野においては、農業協同組合改革等について議論がなされてきました。

平成二八年三月、規制改革会議農業ワーキング・グループは「指定団体を通じた販売と他の販売ルートのイコールフットティングの確保」「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」として提言を取りまとめました。

この提言に対しては、与党、自民党内からも反発は強く、同年四月に開催された自民党畜産・酪農対策小委員会において、生産者・乳業者からのヒアリング、また団体要請を踏まえ、「規制改革に関する指定生乳生産者団体制度についての申入れ（決議）」を採択し、農林水産戦略調査会・農林部会・畜産酪農対策小委員会連名による決議が採択されました。

このなかでは、「規制改革会議の不十分な検討状況の下で、制度を廃止するといつ結論は受け入れられない」「今後も、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業者との交渉②条件不利地域を含む集乳の引受けや集送乳の効率化③価格の高い飲用乳と低い加工乳の調整などの機能を引き続き堅持することが必要」などとされました。

これを受け、政府・与党との調整を踏まえ、五月一九日、規制改革会議において答申がなされ、当初の「現行の指定生乳生産者団体を廃止する」との提言から、「制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る」と修正され、秋までに検討し結論を得ることとされました。平成二八年十一月十一日、規制改革推進会議・農業ワーキング・グループは、農協改革を含めた「牛乳・乳製品の生

産・流通等の改革に関する意見」を公表しました。これらを受け、平成二八年十一月二五日、自民党農林・食料戦略調査会、農林部会、農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム、農業基本政策検討委員会合同会議が開催され、「農業競争力強化プログラム」に反映する、農協改革および指定生乳生産者団体制度に係る「自民党取りまとめ」を決定しました。

この「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、加工原料乳生産者補給金制度については、「畜産経営の安定に関する法律」を改定し、そのなかで、新たに恒久法として位置づけられる方針が決定されたのです。

平成二九年一月二二日、自民党は農林合同会議で、新たな加工原料乳生産者補給金制度の法案条文を了承しました。今までの加工原料乳生産者補給金等暫定措

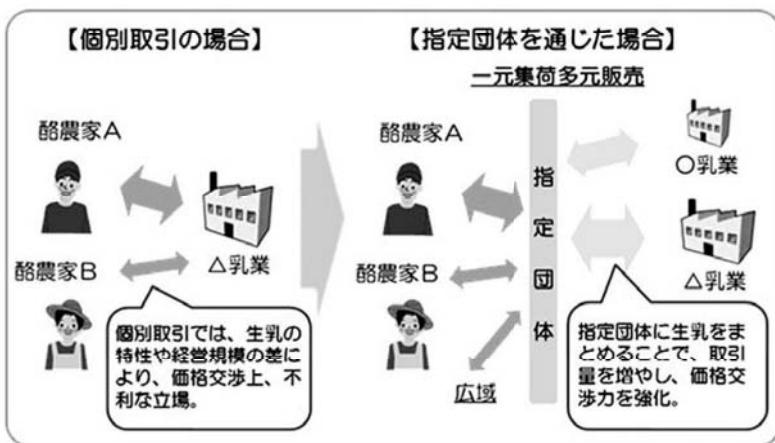
置法を廃止し、補給金制度を「畜産経営の安定に関する法律（畜安法）」に恒久的制度として位置づけ直すことが決定したのです。

改正畜安法の概要

そもそもこの加工原料乳生産者補給金制度といつものば、生乳生産者団体を通して販売する、相対的に乳価の低い加工原料向生乳に対し生産者補給金を交付することと、酪農経営の安定を図ることが一つの目的でしたが、結果として、農家の結集により取引乳業との大きな交渉力として働いてきました。また、この制度下で行われてきた指定団体による一元集荷・多元販売の仕組みとブール乳価が、現在の安定した乳価に繋がってきたとも言えるのです。

余談になりますが、生乳の販売につい

では、今までもずっと酪農家の自由な選択が認められてきました。農協を通して指定団体に販売を委託しなければならないというルールは無く、昔から継続的に



指定団体を通さずに生乳を販売している酪農家は、例えばサシラク農協の組合員をはじめとして今でも多数います。しかし、前述のように、弱い立場にある酪農家のために作られた加工原料乳生産者補給金の制度、特に一元集荷・多元販売の仕組みそのものが、長い制度運用の間にそつとった誤解を生む原因となってきたものと思われます。

さて、四月から施行されたこの新たな畜産法下における加工原料乳生産者補給金制度上の大きな変更点は、交付されたいた補給金が、「加工原料乳生産者補給金」と「集送乳調整金」という考え方でそれぞれ二つに分けられ、交付されることになったことです。

新しい制度の下では、補給金の交付対象が今まで指定団体へ出荷する生乳に対するものであったものが、指定団体以外の販売ルートで販売する生乳であっても、

その事業者が加工用途向けの販売など一定の要件を満たせばその事業者へ販売する生産者も補給金の交付対象となります。つまり、補給金を受ける生産者については、指定団体以外に出荷をしても補給金の交付を受けられる、という選択肢が増えた、という事が言えると思います。

また、新たに設定された集送乳調整金については、地域内の生乳をあまねく集荷する等の条件を満たすことができる事業者が、国もしくは都道府県より「指定事業者（指定団体）」としての指定を受けることができ、交付される集送乳調整金はその事業者を通じて補給金とは別に生産者へ支払われます。

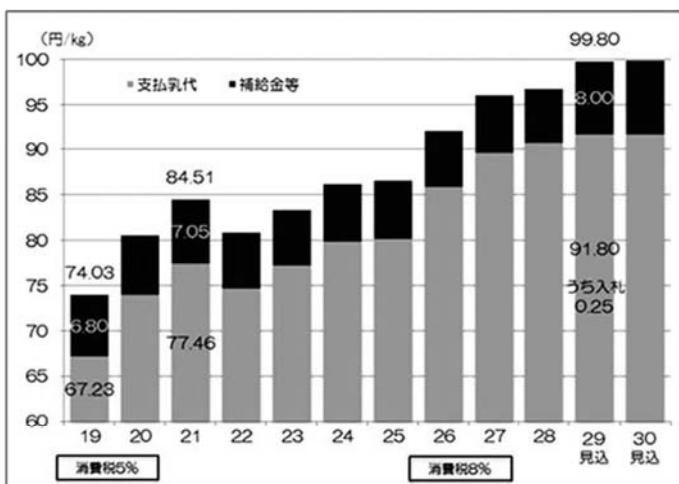
ホクレンは、引き続き新たな制度下でもこの「指定団体」の指定を受けた上で、これからも生産者の皆様に対し、今までと変わらず補給金並びに集送乳調整金の交付事務を行つこととなります。

ホクレンが指定団体として 果たしてきた役割

ご存じのとおりですが、生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性が無いという特性があり、季節や天候などにより変動する需要に応じて、乳業メーカー等に対して安定的に供給していく必要があります。ホクレンは、これまで五〇年以上に亘って生乳受託販売を行ってきましたが、これは、生産者の皆様に指定団体に結束していただくことによって様々な機能を果たすことができたからだと考えております。以下にホクレンが持つ指定団体の機能を紹介します。

1. プール乳価の確保

ホクレンの乳価については、生産基盤の維持・拡大を旨に乳業者の理解を得ながら取引乳価の引き上げを果たしてきて



おり、平成一九年に六七・一三円だった乳価は平成二九年には九一・八〇円（見込）となっています。また、補給金と集送乳調整金を加えると、平成三十年度は一〇〇円を超える見込みとなつてあります。

ます。

2. 戰略的な用途別販売

ホクレンでは、これまで有利販売を目指し、道外移出生乳の拡大に向けたぼくれん丸就航や、自由化を見据えた液状乳製品市場の開拓、需給緩和時にはチーズ工場の誘致、脱脂粉乳・バター等向処理能力の増強、しし牛乳の輸出促進など、様々な課題に対して中長期的視点に立ち、戦略的な用途別販売を国や乳業者とも連携しながら取り組んできました。

3. 需給調整機能

日々、季節的・気候的な需給の変動に対応するために輸送能力を確保し、価値の低下を防ぎながら有利販売に努めてきました。また、多くの乳業者と取引するなかで、バランスのとれた用途別販売をすることにより需給変動への柔軟な対応

を図つております。

4. 集送乳合理化

これまで、一元集荷を行うことでより全体的な集送乳コストの低減を図り、生産者の所得向上に貢献してきました。現在も輸送用タンクの大型化やロードの稼働率向上による費用の削減に取り組んでおります。

5. 災害や事故などへの迅速な対応

平成二三年の東日本大震災や平成二八年の熊本地震への輸送協力、夏場の台風被害による宮農用水の輸送対応など、各地の指定団体が中心となつて輸送機能、連携機能を発揮しております。



6. 取引先の安定性・債権保全

ホクレンでは現在、大手・中堅・小規模乳業約一四〇社と安定的な生乳取引を行っており、販売した生乳の代金を確実に生産者の皆様へ支払うため、取引先に對しては必要に応じて適切な債権保全措置を講じながら、代金の回収に努めており、販売した翌月には遅延なく販売代金の支払いを行っております。

7. 取り扱い生乳の安全・安心確保と高品質化による北海道ブランドの構築

飲用向販売量の拡大や生乳販売上の口スをなくすため、各JAと協力し安全・安心な生乳の供給に向けた様々な取り組みを通じて、現在では世界に誇る品質を確保しており、乳業者、ユーザー向けに北海道ブランドの認知度や、道産乳製品の価値を高める取り組みを行っております。

8. 組織の総合力を發揮した

酪農生産振興策

これまで北海道酪農の生産基盤の維持・拡大につながる生産振興策を実施し、様々な団体や部門と連携しながら酪農経営の支援を行つてきましたが、今後もホクレンの組織力を生かし、北海道酪農の着実な生産振興に取り組んでまいります。

今後も我々ホクレンは指定団体としての役割をしっかりと果たし、生産者の皆様から預かった安全・安心でおいしい生乳から作られる北海道産の牛乳・乳製品の安定供給にこれからも努めていきたいと思つております。

これからホクレンの

取組みについて

指定団体の正式名称は、「指定生乳生産者団体」でありますとおり、生産者の皆様に集結していただき、その上で安定的な出荷を継続的に行っていただくこ

とに、はじめて我々はその機能を適切に発揮することができると思えております。